

# 清友

No. 55

2014年3月



修善寺寒桜

東京清掃労働組合退職者会  
〒102-0072 千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ4F  
TEL 03 (3237) 9995 FAX 03 (3237) 4541

## 5月22日に定期総会

▼規約改正と旅費支給基準改正案を  
定期総会の議案として提案

2月20日に第4回幹事会を開催し、①第7回定期総会の日程、②定期総会議案の取扱い、③お花見ウォーキングの取扱い、④会員「近況集」発行などを確認しました。

### 第7回定期総会

昨年からの定期総会を5月開催にしました。今年の総会は5月22日に清掃会館地下ホールで開催します。参加の案内は4月初めに送ります。

総会議案は、①活動方針、②規約改正、③旅費支給基準改正、④会計予算、⑤会費改定を予定しており、今回の幹事会で規約改正案と旅費基準改正案を提案しました。その他の議案は4月の幹事会に提案します。

### 規約改正案

規約改正の目的は、①遺族会員制度の導入、②副会長定数の変更です。

(1)遺族会員制度

### 自治退「安心総合共済」

の「夫婦型」に加入している会員が亡くなったときに会員の配偶者が継続して共済に加わることができるようにするため、亡くなった会員の配偶者を対象とする「遺族会員」制度を新設します。「遺族会員」の会費は年額千円とします。

### (2)副会長定数変更

退職者会運動の領域が拡大し活動内容が多岐に亘るようになってきている。最近の状況を踏まえ、三役構成員の増強のため、副会長を増員できる仕



組みを導入します。

### 旅費基準改正案

旅費支給基準改正の目的は、①新規導入する遺族会員に適用できるようにすること、②都庁退が行動費2千円の上限を超えて交通費がかかるケースに対応できる規定に改正したことを踏まえ、交通費の実費額が2千円を超えるケースの例外規定を設けること、③現行基準の矛盾の解消（金額の増加は伴わない）です。

### お花見ウォーク

幹事会で実施概要を確認し、幹事会後に開催した企画部会で2面に掲載した実施案を決めました。

### 会員の「近況」集

今年例年と違って「設問」を設けて近況を報告していただきました。近況報告集は3月初めに発行します。

### 当面の主な行事

- 3月6日(木) 演芸を楽しむ会
- 3月15日(土) 脱原発キャラバ
- ン行動と日比谷大集会
- 4月8日(火) お花見ウォーク
- 5月1日(木) 日比谷メーデー
- 5月22日(木) 第7回定期総会

今春の「お花見ウォーク」は「旧芝離宮恩賜庭園」～「浜離宮恩賜庭園」～「隅田川クルーズ」です。大名屋敷庭園の特徴を色濃く残す芝離宮庭園と、徳川將軍家ゆかりの名園・浜離宮庭園を散策し、隅田川クルーズと洒落こもろという趣向です。



4月8日は華やかさでは染井吉野をしのがサトザクラが咲き始める時期かと思えます。浜離宮庭園内で花を愛でながら

のお昼も楽しみの一つです。隅田川クルーズ後、浅草で下船したら解散。神谷パーは火曜定休ですが、浅草も楽しめます。友人・知人やご家族をお誘いの上参加ください。

## お花見ウォーク案内

- 日時 4月8日(火)
- 集合 JR京浜東北線「浜松町」駅北口に午前10時集合
- コース 旧芝離宮恩賜庭園～浜離宮恩賜庭園～隅田川クルーズ～浅草(解散)
- 昼食 浜離宮庭園内にて昼食。弁当と飲物は各自ご用意ください。(園内はアルコール禁止)
- 参加費 無料(入園料と水上バス乗船料は会で負担。)
- 申込み 3月20日までに申し込んでください。

## 退職者会活動日誌

後楽園涵徳亭で新春の集い。来賓を含め31名参加。▼2月1日、労働行政退職者会の新春の集いが東京理科大学・理窓会館で開催され、庄司事務局長が参加。交流を深めました。▼2月6日、福祉保健局退職者会の新春の集いが小石川後楽園涵徳亭で開催され、

▼1月16日の第8回三役会以降2月20日の第4回幹事会までの第4回幹事会まで▼1月16日、東京清掃旗開きがホテルメトロポリタンエドモントで開催され、三役等7名で参加。

▼1月25日に小石川後楽園涵徳亭で新春の集い。来賓を含め31名参加。▼2月1日、労働行政退職者会の新春の集いが東京理科大学・理窓会館で開催され、庄司事務局長が参加。交流を深めました。▼2月6日、福祉保健局退職者会の新春の集いが小石川後楽園涵徳亭で開催され、

戸張副会長が参加。交流を深めました。▼2月14日に旧陸軍登戸研究所資料館見学会。大雪の中10名参加。会の模様は別記報告のとおり。参加できなかった会員から再度開催の要望も出ています。▼2月20日に第9回三役会、幹事会議案を検討。三役全員参加。同日、第4回幹事会。総会日程や総会議案の取扱いなどを確認。幹事13名参加。▼事務局長は5回。行事企画、機関紙・定例連絡等送付、新春の集い準備、組織強化対策等に対応。



## 確定申告は3月17日まで 医療費控除等を活用しましょう

今年も所得税の確定申告の時期になりました。年金収入が400万円以下で他所得が20万円以下なら申告不要ですが、所得控除を活用すれば税金が戻ってきます。所得控除のうち多分大きな部分を占めるのは医療費控除ではないかと思えます。確定申告してますか？

### ◆医療費控除の計算式

- \* 13年度中に支払った医療費総額－保険金等－所得額の5% (10万円上限)
- \* 医療費控除は最高200万円まで

### ◆医療費控除の対象

入院の部屋代・食事代、補装具や義歯、寝たきりの人のおむつ代、通院に必要なタクシー代、売薬代金も対象になります。

### ◆申告の必要書類

- \* 医療費の領収書(提出又は提示が必要)。市町村の国保から送られる「医療費のお知らせ」は証明書類にはなりません。
- \* 保存していない方は来年の申告用に今から保存しておきましょう。

# 高齢者が安心して地域・在宅で暮し続けることを支える介護保険制度・福祉施策の確立を目指して

## 自治体に責任転嫁する厚労省案

厚生労働省は2月12日、介護と医療のサービス提供体制を見直す「医療・介護総合推進法案」を国会に提出しました。関係法案（地域介護施設整備促進法・医療法・介護保険法等）を一括改正するというもので、主要な改正内容は次のとおりです。

### ▼地域介護施設整備促進法

医療提供体制の整備に向け、都道府県に904億円の基金を設けて病床機能の分化や在宅医療・介護の充実を図る。国と都道府県の負担割合は2対1。

### ▼医療法

医療機関による病床機能の都道府県への報告制度を導入し、都道府県が「地域医療構想（地域医療ビジョン）」を策定、域内のベッドの必要量を盛り込み医療提供体制を効率化する。

### ▼介護保険法

(1)地域支援事業の見直し①要支援者を対象とする予防給付のうち、訪問介護と通所介護を17年度末までに市町村による地域

支援事業に移す。②在宅医療と介護の連携、認知症の初期集中支援も同事業に加える。

(2)特別養護老人ホームの新規入所は、原則要介護3以上に限定。  
(3)利用者負担の見直し①年金収入280万円以上の人は、現行の1割から2割に引き上げる。  
(4)施設入所者のうち預貯金が

## 介護保険から要支援除外に反対

自治体退職者会（自治退）は、

法案の基をなした社会保障制度改革国民会議や社会保障審議会介護保険部会の制度見直し論議に対し、次の考え方を示して「介護保険からの要支援者除外、地域支援事業への移行に反対」し、制度の拡充を求めてきました。

(1)要支援者への予防給付は、重度化防止の観点から位置付けられている。予防給付を保険給付から除外しても財政効果は薄く、軽度者へのサービス切り捨てで将来的に重度化が進み、財政負担は逆に一層過重になる。

1千万円以上ある人は補足給付

（食費・居住費補助）の対象外に。

「医療・介護総合推進法案」は、地域で医療と介護を一体的に対応する「地域包括ケア体制構築」の考え方を掲げていますが、給付抑制と負担増が中心となり、抑制を強要する自治体への責任転嫁でしかありません。



## 地域包括ケア実現へ自治体交渉

(2)厚労省は、「地域事業への移行後も現行相当サービスを保障」と説明するが、規制緩和により報酬設定も自由化され、従来通りのサービスの保障は困難。  
(3)住民互助組織やボランティア

「在宅ケア体制の強化」は市町村の権限の増大を伴います。現状でも介護保険事業の地域格差が問題視されており、ますます市町村の姿勢が問われることになり、退職者連合は地公退の働きかけ等を受けて「地域生

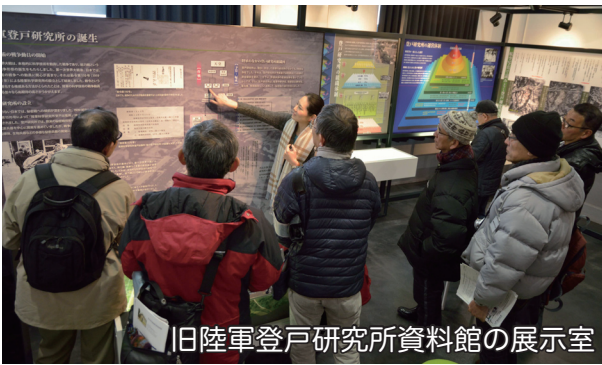
等の活用による多様な生活支援事業の展開に異論はないが、地域の条件によって水準に格差が生じることが危惧される。

(4)特養入所の「中重度限定」の前提条件は、在宅での医療・介護体制の整備・拡充が必要。特養入所希望増大は在宅介護・看護への不安が要因。特養への入口を塞ぐ前に、地域で安心して暮らせる基盤の整備が必要。また、低所得・要援護高齢者等への居住支援が極めて脆弱なため貧困ビジネスが跋扈している。高齢者が安心して暮らせる居住の場の確保が喫緊の課題。

(5)サービス利用者の負担率引き上げはサービス利用の抑制につながり、結果として重度化する。  
(6)介護労働者の雇用・労働条件改善に向け、報酬改定と介護労働者の処遇改善につながる施策の実現は、安定的な介護サービスの確保にとり不可欠な条件。

活を支える地域包括ケアの実現をめざす」自治体要請行動を実施しました。この取組みは、今後の報酬改定や自治体の介護事業計画策定期間まで続く連続的な取り組みです。私たちも積極的に対応していきたいと思えます。

# 大雪の中、旧陸軍登戸研究所資料館を見学



旧陸軍登戸研究所資料館の展示室



熱心に説明していただいた資料館の担当



巨大な動物慰霊碑

今年2度目の大雪になった2月14日、明治大学登戸研究所資料館（小田急線「生田」駅から15分）を見学しました。大雪の天気予報に、前日から悩みましたが、「無理しないよう」伝えた上で実施に踏み切り、準会員を含め10名が参加。無謀な戦争へ突き進むきっかけをつくった2・26事件を思わせるような大雪が、見学会を感慨深いものになりました。登戸研究所は、防諜・諜報・謀略のための秘密戦兵器の

開発を目的とする総員千人を超す大規模な施設でありながら秘密のベールに包まれ、まさに特定秘密保護法の世界がそこにありました。資料館には風船爆弾、生物兵器・毒物兵器・スパイ機材、偽札製造、本土決戦体制構築などに関する展示があり、現在も存続する大企業が研究に全面協力した様子も伺えました。

登戸研究所は、戦争の恐ろしさと思かさを後世に語り継ぐ貴重な戦争遺跡です。今回参加できなかった会員のみなさんも、機会を設けて見学されることをお勧めします。

## 脱原発

3.9 国会包囲行動  
3.15 キャラバンと銀座デモ

福島原発事故から3年。被害の風化、忘却させないため、3月8日～15日に脱原発週間の取組みが行われます。体力と気力に相談の上、積極的に参加ください。

- ◎脱原発・大統一行動
  - 【日時】3月9日（日）13時
  - 【場所】日比谷公会堂と国会前
- ◎フクシマ連帯キャラバン行動
  - 【集合】3月15日（土）9時30分
  - 【コース】第五福竜丸展示館集合～東陽公園～永代橋西詰～日比谷野音（\*途中からの参加歓迎）
- ◎さようなら原発集会
  - 【日時】3月15日（土）13時
  - 【場所】日比谷野音～銀座デモ



闘う決意を表明する石川夫妻

### 狭山事件の再審開始と石川さんの完全無実を求めて「東京集会」

狭山事件は発生から51年目になります。2月25日、「再審を求める東京集会」が開催され、退職者会から準会員を含め4名参加しました。自治労働本部政治共闘部長になった東京清掃桐田書記次長の司会で始まり、4年半におよぶ三者協議（裁判所・検察・弁護団）により検察が渋々開示した証拠からみて石川さんの無罪は明らかで、しかし、安倍政権になって名張葡萄酒事件に反動判決が出ている状況を警戒する必要があること等が報告されました。そして、300名近い参加者の総意で、一日も早く再審の扉を開き、石川さんの完全無罪をかちとるために闘う決意を確認しました。